一　平成二十三年度第三次補正予算に復興費用として計上された額（第四号において「平成二十三年度復興費用予算額」という。）

二　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「平成二十三年度復興税外収入予算額」という。）

三　平成二十三年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十条に規定する復興債の発行収入金として計上された額（第六号において「平成二十三年度復興債収入金予算額」という。）

四　平成二十三年度復興費用予算額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額

五　平成二十三年度復興税外収入予算額に係る収納済歳入額

六　平成二十三年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

（官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正）

第八条　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号ロ中「特別会計」の下に「（東日本大震災復興特別会計を除く。）」を加える。

（国税収納金整理資金に関する法律の一部改正）

第九条　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」の下に「若しくは東日本大震災復興特別会計」を加える。

（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「第二百一条第三項第一号ニ」を「第二百一条第三項第一号ホ」に改める。

（港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項中「第二百一条第三項第一号ニ」を「第二百一条第三項第一号ホ」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

租税特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第十六号

租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節の三　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）」を「第七節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例（第六十六条の五）
第一款　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）
第二款　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条の五の四―第六十六条の八十九）
第二十三節　連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八―第六十八条の八十九の三）」に、「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の四―第九十条の二十）」を「第三節の二　石油石炭税法の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）
第一款　地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の四―第九十条の七）
第二款　その他の特例（第九十条の八―第九十条の十九）」に、「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める。

第五条の二第四項中「この項及び第十四項」を「この条」に改め、同条第二十五項中「前項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用を受ける場合における同項、第四項、第十項から第十四項まで、第十六項及び前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	、当該特定振替機関等（第二十五項に規定する信託の受託者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）	特定受託者の
第一項第二号イ	、当該特定振替機関等（	、特定受託者及び当該特定振替機関（
第一項第二号ロ	、当該特定振替機関等（	、特定受託者及び当該特定振替機関（
	°）及び	°）並びに
第四項第一号	の特定振替機関等	の特定受託者
第十項	特定振替機関等の	特定受託者の
第十一項	特定振替機関等	特定受託者
	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項及び第二十三項において同じ。）
	おいて、当該特定振替機関等	おいて、当該特定受託者
	これを、当該特定振替機関等	これを、当該特定受託者